

平成 24 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 G C A サ ヴ ィ ア ン グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 渡 辺 章 博
(コード番号:2174 東証第 1 部)
問 合 せ 先 I R 室 リ ー ダ ー 加 藤 雅 也
(TEL. 0 3 - 6 2 1 2 - 7 1 0 0)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 30 日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

平成 24 年 4 月に全国証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、単元株式数が 100 株又は 1,000 株以外の上場会社は単元株式数を 100 株とすることが義務付けられました。これを踏まえ、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式の分割を実施するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 24 年 12 月 31 日(月曜日)最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき、100 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

平成 24 年 12 月 31 日最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数。平成 24 年 10 月 30 日現在の発行済株式総数を基準に計算した場合は以下の通りになります。

①株式分割前の発行済株式総数	:	286,498 株
②今回の分割により増加する株式数	:	28,363,302 株
③株式分割後の発行済株式総数	:	28,649,800 株
④株式分割前の発行可能株式総数	:	1,344,876 株
⑤株式分割後の発行可能株式総数	:	134,487,600 株

(注) 上記の当社発行済株式総数は、新株予約権の行使等により株式分割の基準日までの間に増減する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日設定公告日： 平成 24 年 12 月 7 日

基準日： 平成 24 年 12 月 31 日

※ただし、当日は株主名簿管理人休業日につき、実質上は平成 24 年 12 月 28 日になります。

効力発生日： 平成 25 年 1 月 1 日

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても同様に調整されます。

また、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価格を平成 25 年 1 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

新株予約権	調整前行使価額	調整後行使価額
G C A サヴィアングループ株式会社第 4 回新株予約権（平成 22 年 12 月 24 日取締役会決議）	89,900 円	899 円
G C A サヴィアングループ株式会社第 6 回新株予約権（平成 24 年 2 月 15 日取締役会決議）	101,500 円	1,015 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株の数

上記の株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日： 平成 25 年 1 月 1 日

(参考) 平成 24 年 12 月 26 日をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 1 月 1 日をもって、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 現行定款第 6 条の変更および第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分に変更部分を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,344,876 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>134,487,600 株</u> とする。
(新 設)	(<u>単元株式数</u>) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株と</u> <u>する。</u>
第 7 条～第 40 条 (条文省略)	第 8 条から第 41 条 (現行どおり)
(新 設)	(<u>附則</u>) 第 6 条の変更および第 7 条の新設ならび にそれに伴う条文の繰り下げは、平成 25 年 1 月 1 日から効力を発生する。なお、 本附則は、効力発生日をもって削除する。

【ご参考】

今回の株式分割は平成 25 年 1 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 24 年 12 月期の
期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上